

ヒューマンキャンパス高等学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

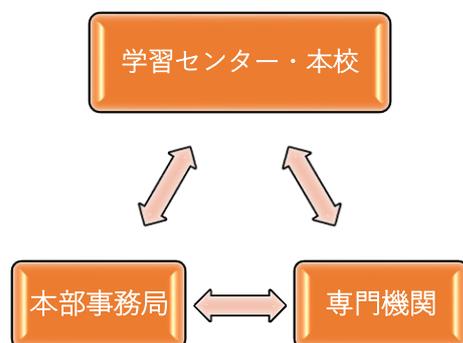
いじめとは、いじめを受けた生徒本人の内面を将来にわたって深く傷つけ、かつその生命または身体に重大な危険を生じさせる危険がある、人として決して許されない行為である。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら傍観するすることのないよう、どんな些細なことであっても全教職員が親身になって相談に応じ、学校全体として家庭や専門機関とも連携して、いじめの発生や深刻化を防ぐように努める。なお、教員と生徒や保護者との信頼関係構築の重要性については言うまでもない。

2. いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。いじめが行われた場所は、学校の内外を問わない。

3. いじめ防止対策委員会の設置



「重大事態」

- ・いじめを受けた生徒の生命や心身、または財産に重大な被害が生じている、あるいは生じる危険があると思われる場合
- ・いじめを原因として、相当期間の登校が出来ない状態になったと思われる場合

いじめ防止委員会では、発生した重大事態の事案に対して調査を行い、適切な方法を以って、適宜いじめの被害にあった家庭への明らかになった事実の報告を行う。いじめが解消したと認められた後も、学習センターが中心となり、被害にあった生徒、加害者であった生徒、それぞれの家庭と連絡を密に見守る。

4. いじめ防止に関する具体的な方法について

- ・ 全国 ICT カウンセラー協会における生徒・保護者の相談窓口の設置(電話・メール・LINE・面談)
- ・ 教職員の研修実施(いじめに気付く力、未然に防ぐ、傾聴力の向上、共感的理解や質問力の向上)
- ・ 在籍する生徒および保護者に対するアンケートの実施(年2回)
- ・ 教員の「子ども心理カウンセラー」資格取得の推進とその学びの活用
- ・ 学習センターや本校における活動を通じた人間関係構築の機会の創出
- ・ 特別活動を中心とした SNS などの情報モラルに関する教育活動を行う
- ・ 二者面談、三者面談の定期的な実施、また随時の実施